《ハートフル住まいる補助金》

補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額となります。

新築住宅•建売住宅•中古住宅

『まちなか住まいる等(住宅建設又は購入)補助金』

工事完成後または購入後に登記を終え、住民票の移動後に申請してください。

《新築住宅•建売住宅》

- ■対 象 者 自らが居住するために、住宅を建設または建売住宅を購入した方
- ■補助対象 建物の建設費または購入費(土地代、既存建物の除却費用などを除く)
- ■補助額 (1,000円未満の端数は切り捨てます)
 - ◆ 地元企業を利用
 - まちなか居住区域 5.0%(上限額120万円)
 - それ以外の区域 4.0% (上限額100万円)



◇ 市外企業を利用

- まちなか居住区域 3.0%(上限額 70万円)
- それ以外の区域2.0%(上限額 50万円)
- ※ 建売住宅については、完成後、未使用で1年以内のものに限ります。

《中古住宅》

- ■対象者 自らが居住するために、中古住宅を購入した方
- ■補助対象 建物の購入費(土地代を除きます)
- ■補助額 (1,000円未満の端数は切り捨てます)
 - まちなか居住区域 (上限額 70万円)

築後 1年超~5年以内:3.0% 5年超~10年以内:4.0% 10年超:5.0%

・それ以外の区域 (上限額50万円)

築後 1年超~5年以内:2.0% 5年超~10年以内:3.0% 10年超:4.0%

※建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限ります。

お問い合わせ: 砂川市建設部建築住宅課建築指導係 Tel 54-2121